

事務連絡
令和2年6月18日

介護サービス事業所 代表者 様

鹿児島市長寿あんしん課長
鹿児島市介護保険課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第12報）」における請求について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所における
介護報酬算定の臨時的な取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所
の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付け厚生労働省老健局
総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）により示されたところです。

つきましては、当該取扱いによる請求について、下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

記

1 当該取扱いの適用開始時期

令和2年6月サービス提供分から可能になります。

2 通所系サービス費の請求に係る届出について

当該取扱いにより示された通所介護費等の請求方法を適用するにあたり、新たに延長加算
を算定する事業所については、体制届の提出は不要です。

3 当該介護報酬算定の取り扱いについて

- 第12報については、事業所の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から算定可能となったことを踏まえ、一部の利用者のみから同意を求めて算定するといった取り扱いではなく、全利用者に説明を行ったうえで、同意を得られた利用者から算定を行う取り扱いとします。
- 区分支給限度基準額を鑑み、限度額を超えない範囲で調整をする必要がある利用者については、同意をした利用者間で負担に差が生じることになるため、なぜその対応になったのか等を含め、利用者に対し丁寧な説明を行うとともに、支援経過記録等に記録をしてください。また、調整するにあたっては、担当ケアマネジャーと連携を密に行ってください。
- 利用者からの同意については、書面で得るなど、説明者の氏名・説明内容・説明し同意を得た日時・同意した者の氏名について記録を残すようにしてください。

(裏面あり)

4 留意事項

- ・ 当該取扱いは、臨時的・限定的に行うものであり、今後、厚生労働省からの通知等により変更する場合があります。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」も参照ください。

【お問い合わせ】

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部

・各種サービスの報酬（加算等）に関すること

介護保険課給付係

電話（099）216-1280

・各種サービスの届出に関すること

長寿あんしん課長寿施設係

電話（099）216-1147

メール：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp